

令和8年度大型商業施設における出張体験入学運営広報業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、令和8年度大型商業施設における出張体験入学運営広報業務の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加しようとする者が提出する企画提案書等を審査し、受注者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度大型商業施設における出張体験入学運営広報業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的

県内の中・義務教育学校の、生徒、保護者及び教職員等に向けて、各県立高等学校（以下「各高校」という。）の特色ある学びなどを紹介し、広く情報発信を行うことで、中学生が興味・関心、適性等に応じた進路選択をするための一助とするとともに、広く県民に各高校の魅力や取組の周知・理解を図る。

(3) 業務内容

別添「令和8年度大型商業施設における出張体験入学運営広報業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

(5) 予算額

金3,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、下記（1）～（8）の要件を全て満たす単独企業、又は共同企業体とする。ただし、共同企業体の場合には、下記（2）、（8）の要件について、構成員のうちいずれか一者以上が満たせばよいこととする。

なお、一提案者が複数の企画提案をすること、および代表構成員またはその他の構成員として複数の提案をすることはできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。

(3) 本業務の調達公告日から本業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本業務の調達公告日から本業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更

生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所（以下「県内事業所」という。）等を有する法人又は団体であること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (6) 単独企業の場合は、本プロポーザルに係る共同企業体の構成員でないこと、共同企業体の場合は、各構成員が本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- (7) 鳥取県教育委員会事務局高等学校課（以下「事務局」という。）及び各高校との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (8) 過去に本業務と同種の業務を実施した実績があること（民間実績を含む）。

4 スケジュール

内容	日付	対応様式
企画提案募集開始	2月25日（水）	
質問書提出期限	3月4日（水）午後5時	様式1
質問回答	3月9日（月）	
参加表明書等提出期限	3月11日（水）正午	様式2、3 参考様式1、2
参加資格確認結果通知	3月13日（金）以降	
企画提案書提出期限	3月18日（水）午後5時	様式4、5、6
審査会（プレゼンテーション）開催	3月下旬	
審査結果通知	3月下旬（予定）	
契約締結	4月上旬（予定）	

5 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式1）に、必要事項を記入の上、電子メールにより送信すること。なお、送信後は、事務局あてに必ず受信確認の電話をすること。

(2) 受付期間

令和8年2月25日（水）から

令和8年3月4日（水）午後5時まで（必着）

(3) 回答

質問に対する回答は、以下事務局のホームページに公開する。

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/327208.htm>)

6 参加表明書の提出

本業務企画提案への参加を希望する者は、次の書類を事務局に提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案参加表明書（様式2）

イ 共同企業体構成員届出書（様式3）

ウ 共同企業体協定書（参考様式1、2）（写し）

エ 過去に本業務と同種の業務を実施した実績を確認することができる書類（契約書の写しなど）

(2) 提出方法

持参又は郵便等により送付すること。

なお、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

ただし、持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

(3) 提出期限

令和8年3月11日（水）正午まで（必着）

7 参加資格の確認

(1) 参加資格の確認結果

6（1）の提出書類により、参加資格の確認を行い、その結果を令和8年3月13日（金）以降、書面により通知する。

(2) 参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に参加資格要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

(3) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、令和8年3月19日（木）午後5時まで（必着）に、書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

事務局は、書面提出後1週間を目途に書面によりその理由を説明するものとする。

8 企画提案書の提出

企画提案への参加通知を受けた者は、別途定める「令和8年度大型商業施設における出張体験入学運営広報業務企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づき、以下の書類を事務局に提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式4）及び添付資料

- ・ 正本1部、副本10部（別途PDF等の電子データ）
- ・ A4判、カラー仕上げ。総数は30ページ以内（表紙・目次はページ数に含めない）とする。図面・図表はA3判でも可とする。

イ 会社概要及び事業実績（様式5）1部

ウ 個人情報の管理に係る申告書（様式6）1部

エ 見積書 1部

2（5）に記載する金額を超える場合は審査の対象としないものとする。

(2) 提出方法

作成要領に基づき、電子メール及び持参又は郵便等により送付すること。

電子メールによる送付後は、事務局あてに必ず受信確認の電話をすること。なお、データ容量等の都合により不可能な場合は、別途事務局と協議すること。

郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規

定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

ただし、持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

(3) 提出期限

令和8年3月18日（水）午後5時まで（必着）

9 審査会の設置

(1) 鳥取県は、企画提案等を審査するため「令和8年度大型商業施設における出張体験入学運営広報業務公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は3名以上で構成する。

(3) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

10 評価方法

評価は、審査会において、提出された企画提案書とプレゼンテーションに対し、各審査委員が「令和8年度大型商業施設における出張体験入学運営広報業務公募型プロポーザル評価要領」（以下「評価要領」という。）の審査項目ごとに採点した点数（100点満点）の合計得点について、最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

11 最優秀提案者の選定方法

(1) 10により採点結果を集計し、評価点が最も高かった者を最優秀提案者とする。

(2) 評価点が最も高い者が複数いる場合は、各委員の協議により、最優秀提案者を選定する。

(3) 提案者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーション・審査を行ったうえで、最優秀提案者を選定する。

12 プレゼンテーションの実施

別途定める評価要領に基づき、企画提案書によるプレゼンテーション審査を行う。

なお、説明で使用する資料はあらかじめ提出した企画提案書のみとし、プロジェクター、スクリーン等の使用は認めない。

(1) 日時

令和8年3月下旬（日時等は、提案者に別途連絡する。）

(2) 場所

鳥取県庁を予定（会場は、提案者に別途連絡する。）

(3) プレゼンテーションの時間

1 提案者あたり35分以内（説明20分以内、質疑応答15分以内）

(4) 説明者

1 提案者あたり4名以内（補助者を含む。）

13 審査結果

(1) 事務局は、提案者全員（共同企業体の場合は構成員の代表者）に文書にて通知する。なお、公表については、全ての提案者の順位及び得点とし、提案者名については、最優秀提案者のみ事務局のホームページに公表する。

※事務局のホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/327208.htm>

- (2) 審査の経緯は公表しない。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

14 企画提案書等の無効

次に掲げるいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。

- (1) 3の参加資格要件を満たさない者が提出したもの又は虚偽の記載がなされたもの
- (2) 作成要領に示す要件を満たしていないもの。ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りでない。
- (3) 12のプレゼンテーションに参加しない者のもの

15 提案者の失格

審査委員又はその予定者に対し、本プロポーザルに関し働きかけを行った者は失格とする。

16 契約の締結

10により、審査会が選定した最優秀提案者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して、令和8年度大型商業施設における出張体験入学運営広報業務契約（以下「契約」という。）を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更協議も含む。協議が不調のときは、審査委員会により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

17 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

18 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する全ての費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。なお、事務局に掲出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提案者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (4) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 著作権の取扱い
 - ア 選定された提案者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。
 - イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
 - ウ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。また、企画提案内容に含まれる著作権、特

- 許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (6) 参加表明書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされていない場合は、辞退したものとする。
- (7) 提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (8) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、審査委員会開催日前日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）前の正午までに、辞退届（様式自由）を事務局に持参又は郵送により申し出ること。
- (9) 暴力団の排除
- 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
- なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。
- また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (10) 本業務の委託は、鳥取県議会令和8年2月定例会において、本業務に係る予算が可決されたことを条件に行うこととする。

19 書類の提出先及び問い合わせ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271 番地

鳥取県教育委員会事務局高等学校課

担 当：河口

電 話：0857-26-7517

F A X：0857-26-0408

E-mail : koutougakkou@pref.tottori.lg.jp

20 各種書類の交付

令和8年2月25日（水）から同年3月11日（水）までの間に、事務局のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/327208.htm>) から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

令和8年2月25日（水）から同年3月11日（水）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

(2) 交付場所

「19 書類の提出先及び問い合わせ先」に同じ